

# 申告のご案内

問い合わせ／税務課特別徴収担当・普通徴収担当  
(内線2254～2257)

## 市・県民税の申告受付日程 (受付時間＝9時～12時、13時～15時)

| とき                        | ところ         |
|---------------------------|-------------|
| 2月22日(火)・24日(休)           | 川里生涯学習センター  |
| 2月25日(金)・2月28日(月)～3月4日(金) | 吹上生涯学習センター  |
| 3月8日(火)                   | 田間宮生涯学習センター |
| 3月9日(水)                   | 箕田公民館       |
| 3月10日(木)                  | あたご公民館      |
| 3月11日(金)・14日(月)・15日(火)    | クリアこうのす     |

申告受付期間中は、税務課及び支所窓口での受付は行いません。各施設の駐車場は、台数に限りがあります。令和3年分所得税の確定申告の日程や地区割などは、広報かがやき1月号又は市HPをご覧ください。



市HP▶



## マイナンバー（個人番号）の記載と本人確認について

|       | 番号確認               | 本人確認                                |
|-------|--------------------|-------------------------------------|
| 確認方法1 | マイナンバーカード（個人番号カード） |                                     |
| 確認方法2 | 通知カード              | 運転免許証、健康保険証、パスポート、在留カード、障害者手帳、年金手帳等 |

※申告者以外の方が申告に来る場合、申告者の番号確認書類の写し・本人確認書類の写しが必要になります。

※配偶者控除、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です。

(控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要)

## 一部の申告会場に特設ブースを開設 マイナンバーカードの申請や保険証連携を市職員がサポート

問い合わせ／マイナンバーカード＝市民課マイナンバー担当（☎541-2500）  
マイナポイント＝ICT推進課（内線3415）

### 【サポート内容】

#### ①マイナンバーカードの申請

写真撮影から申請までを支援

#### ②マイナポイントの申込み〔カードを持っている方〕

マイナンバーカード取得者に5,000円相当のポイントが付与されるマイナポイントの申込みを支援

※連携したいキャッシュレス決済をあらかじめ決め、決済サービスID・セキュリティコードを確認しておいてください。既に申込みをした方は対象外

#### ③健康保険証登録〔カードを持っている方〕

マイナンバーカードへ健康保険証機能を追加

| とき                | ところ         |
|-------------------|-------------|
| 2月18日(金)・3月11日(金) | クリアこうのす小会議室 |
| 2月22日(火)          | 川里生涯学習センター  |
| 3月3日(木)           | 吹上生涯学習センター  |

※いずれも9時～15時

持ち物／①＝以前送付されたQRコード付き交付申請書（持っていない方は本人確認書類）、②③＝マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号4桁  
申込み／不要

## 75歳以上の方へマイナンバーカード交付申請書が再送付されます

75歳以上（令和3年10月末現在）で、まだ交付申請を行っていない方へ、県後期高齢者医療広域連合から、QRコード付き交付申請書が順次再送付されます。

家族のスマートフォン等でも申請できるほか、①市民課・吹上支所市民グループ（8時30分～17時15分）、②各公民館・生涯学習センター・市民センター（9時～16時）では、申請のサポートをしています。

マイナンバーカードの申請等は、本人がお越しください（15歳未満は保護者同伴）。  
交付までに1か月程度かかります。保険証利用連携は、国保年金課でもできます。



令和4年度

# 市・県民税の

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力ください

### ● 郵送申告をご利用ください

無収入の方の申告や年末調整済の源泉徴収票の写しを提出することで申告が完了する場合は、申告書に必要な事項を記入のうえ、税務課（〒365-8601中央1-1）へ郵送することができます  
郵送申告をする場合は個人番号確認書類・本人確認書類の写しの添付が必要です

### ● 申告会場への来場時には

検温確認、手指のアルコール消毒、会場内でのマスク着用にご協力をお願いします。また、待ち時間短縮のために、営業等・農業・不動産の所得がある方は**収支内訳書**、医療費控除又はセルフメディケーション税制を受ける方は**明細書**の作成を事前をお願いします

## 市・県民税の申告が必要な方

対象／令和4年1月1日現在で市内に住所があり、令和3年1月1日～12月31日の収入状況が次の（1）～（5）のいずれかに該当し、所得税の確定申告の必要がない方

- |   |   |
|---|---|
| (1) 営業等・農業・不動産の所得がある  | (4) 公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得がある  |
| (2) 給与所得者で次の事項等に該当する  | (5) 令和3年中に収入がなかった（市内在住の親族に扶養されている場合などを除く）   |
| ○主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある   | <b>注意事項</b> ／扶養されている方でも、保育所入所・公営住宅入居等の申請をする方、児童扶養手当等を受ける方、福祉・介護・国保関係の軽減措置や給付を受ける方は申告が必要です |
| ○年末調整時以外の各種控除（医療費、寄附金など）を受ける  | <b>申告書の送付</b> ／前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と思われる方へ申告書類（税務課・両支所及び市HPにもあります）を1月下旬に郵送しています          |
| (3) 公的年金等の収入が400万円以下で確定申告の必要がなく次の事項に該当する  |   |
| ・公的年金等の収入以外の各種所得がある   |   |
| ・「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（天引きされている社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、寡婦（ひとり親）など）以外の各種控除（医療費、生命保険料、寄附金など）を受ける |   |

## 申告に必要なもの

- ①個人番号確認書類
  - ②本人確認書類
  - ③収入金額や経費の分かる次の書類
    - 営業等・農業・不動産の所得がある場合＝記入済の収支内訳書や領収書など
    - 給与・年金収入がある場合＝源泉徴収票、支払者の証明書など
    - 各種控除を受ける場合＝証明書（生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・寄附金など）
    - 医療費控除又はセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける場合＝各明細書など
    - 障害者控除を受ける場合＝障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書
- ※寡婦（ひとり親）控除に該当する方は、相談時に申し出てください

